

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の変更(四五三・市町村課).....	1
平成十六年度調理師試験の実施(四五四・健康対策課).....	2
自然環境保全地域の指定予定(四五五・自然保護課).....	3
自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定(四五六・自然保護課).....	3
道路区域の変更(四五七・道路環境課).....	3
公告	
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	4
土地改良区の役員の変更の届出(由利地域振興局農林部).....	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件.....	4

告 示

秋田県告示第四百五十三号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡仙南村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力が生ずる。

平成十六年五月二十五日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

仙北郡仙南村飯詰字鱧森
 五の三、六の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

仙北郡仙南村飯詰字南西法寺

仙北郡仙南村安本字北野添
 四〇の二、四一の二、四四の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに飯詰字南西法寺四六の一、四七の一の地先の道路である国有地の一部

仙北郡仙南村飯詰字鱧森

仙北郡仙南村飯詰字南西法寺
 四七の二、四七の一〇、五〇の一の一部、五一の一の一部、五二の二、五三から五五までの各一部、五九の一から五九の三までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに六〇の二、一六三の一、一六三の二、一六四の一に隣接する水路である国有地の全部、六一の地先の水路である国有地の一部

仙北郡仙南村飯詰字東山本

九一の一部、九三の一の一部、九五の二の一部、九六の一部、一〇〇の一部、一一三の一部、一一四の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

仙北郡仙南村飯詰字鱧森

一〇の一部、一八の一の一部、一八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

仙北郡仙南村飯詰字東山本

仙北郡仙南村飯詰字南西法寺

五三の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

<p>仙北郡仙南村飯詰字南谷地 六八の一の一部、七四の一、七五の一部、七六の一、七六の二、七七の一部、七八、七九、八〇の一、八二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡仙南村字安本字北野添 四の五、五の六、六の六及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに飯詰字東山本一一六の二の地先の道路である国有地の一部</p>
---	---

秋田県告示第四百五十四号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり平成十六年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和三十四年秋田県規則第三十四号）第二条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十六年八月二十五日(水)午後一時三十分から午後三時三十分まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁 正庁

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 大会議室

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟 大会議室

秋田市山王四丁目二番三号 秋田県市町村会館 大会議室

二 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

三 受験資格

平成十六年度調理師試験実施要領において定める。

四 受験申し込みに必要な書類

受験願書 二通

(二)(一) 添付書類

(1) 調理業務従事証明書 二通

(2) 卒業(修了)証明書又は卒業証書の写し 二通
卒業(修了)証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を二通添付すること。

(3) 写真
受験願書提出前六月以内に脱帽で、上半身を正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもの 一枚

(4) 封筒 二通(受験票及び試験結果を封書で送付するため)
封筒は、他の受験書類と共に配布する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。

五 受験願書用紙の配布

(一) 期間及び時間

土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十六年六月十四日(月)から同年七月九日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所

秋田県内の各地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十六年七月一日(木)から同年七月九日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所

住所地を保管する地域振興局福祉環境部(保健所)。秋田市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部(保健所、秋田市保健所を除く)とする。なお、原則として郵送による提出は認めない。

七 受験手数料

(一) 額

六千円

(二) 納入方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十六年九月八日(水)午前九時に秋田県庁前公告板及び各地域振興局福祉環境部(保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、ホームページ「健康秋田情報ネット」<http://www.pref.akita.jp/eisei/index.html>でも合格者受験番号を掲載する。

九 開示請求の受付

(一) 開示内容

科目別得点及び総合得点

(二) 期間及び時間

土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十六年九月八日(水)から同年十月七日

(木)までの午前九時から午後五時まで

(三) 場所

秋田県健康福祉部健康対策課

十 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部健康対策課(電話〇一八 八六〇 一四二八)又は最寄りの地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所

秋田県告示第四百五十五号

秋田県自然環境保全条例(昭和四十八年秋田県条例第二十三号)第十二条第一項の規定により、次のとおり自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

自然環境保全地域の名称	自然環境保全地域に含まれる土地の区域	自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所	自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間
秋田県加田喜沼自然環境保全地域	由利郡大内町長坂字雷田中島百三十一番地 四・〇八一―ヘクタール	秋田県生活環境文化部自然保護課及び大内町大内町公民館	平成十六年五月二十五日から同年六月七日まで

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧		杉沢上小阿仁線	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林七六林班は小班から小班まで	五・五〇(三三・五〇)	〇・二七三	

秋田県告示第四百五十六号

秋田県自然環境保全条例(昭和四十八年秋田県条例第二十三号)第十三条第一項の規定により、次のとおり自然環境保全地域に関する保全計画を決定する予定であるので、同条第四項において準用する同条例第十二条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田県加田喜沼自然環境保全地域の保全計画の概要

(一) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

この地域は、低標高地であるにもかかわらず県内の高標高地に自生する種を混在する貴重な植物群落が存在し、希少な野生動物が生息している。この自然環境を維持するため、区域全体を特別地区及び野生動物植物保護地区に指定し、適正な保全を図る。

(二) 特別地区の指定に関する事項

この地域の湿原植生及び希少な野生の動植物の保護を図るため、区域全体を特別地区及び野生動物植物保護地区として保全するとともに、水ロムイソウ等の動植物を保護すべき野生動物植物とする。

(三) 保全のための施設に関する事項

自然環境保全地域内の自然環境を保全するため、次の施設を設置する。

標識

二 秋田県加田喜沼自然環境保全地域の保全計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
秋田県生活環境文化部自然保護課及び大内町大内町公民館
平成十六年五月二十五日から同年六月七日まで

秋田県告示第四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

県 道	新	杉沢上小阿仁線	"	八・〇〇〇七八・五〇	〇・二七三
-----	---	---------	---	------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年五月二十五日から同年六月七日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田市豊岩中央土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩豊巻字中沢二十三番地	古 谷 英 雄
" 字山口百四十五番地	田 口 正 男
" 百五十二番地	佐 々 木 利 男
字中島八十七番地	佐 藤 正 一
" 八十五番地	嵯 峨 勝 夫
字内縄尻十一番地	嵯 峨 重 美
字居使百四十三番地	大 倉 忠 忠
" 四十一番地	佐 藤 恭 吉
" 十番地	池 田 寿 男

(二) 就任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩豊巻字中沢二十三番地	古 谷 英 雄
" 字山口百四十五番地	田 口 正 男
" 百五十二番地	佐 々 木 利 男
字中島八十五番地	嵯 峨 勝 夫
字内縄尻十一番地	嵯 峨 重 美
字中島八十一番地	鈴 木 金 之 栄
字居使四十一番地	佐 藤 恭 吉
" 十番地	池 田 寿 男

二 男鹿市五里合土地改良区

(三) 退任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩豊巻字大日沢六十番地	池 田 金 二
" 字中島八十二番地	田 口 勲
" 字居使百四十五番地	鈴 木 照 夫
" 字中山十九番地三	池 田 金 二
" 字居使百四十五番地	古 谷 一 郎

(四) 就任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩豊巻字大日沢六十番地	田 口 勲
" 字杉の百八十九番地	伊 藤 幸 治
" 字中島百二番地	五十嵐 徹
" 字居使三十七番地	池 田 秀 勝

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、本庄市内越土地改良区から次のとおり役員(の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

本庄市畑谷字西畑谷四番地 高 野 三 正

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

展示パネル 一式

(二) 購入物品の仕様等

- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年六月三十日(水)
- (四) 納入場所
秋田県立男鹿水族館
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年五月二十五日(火)から同年六月三日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年六月十一日(金) 午前十時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

- により決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年五月二十五日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
ハンドル式移動柵 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年六月三十日(水)
- (四) 納入場所
秋田県立男鹿水族館
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年五月二十五日(火)から同年六月三日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年六月十一日(金) 午前十時五十分
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ミュージアムショップ什器 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年六月三十日(水)

(四) 納入場所

秋田県立男鹿水族館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年五月二十五日(火)から同年六月三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年六月十一日(金)午前十一時十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十六年四月九日秋田県公報第千五百六十二号掲載の秋田県告示(個人情報保護
条例に基づく県出資法人の指定の取消し)

(原稿誤り)

一	上	五	(三三八・総務課)
一	下	後ろか	秋田県告示第百三十六号
		ら八	秋田県告示第百五十八号
			(四五八・総務課)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄